

道路監察指導に係る車両接触事故の損害賠償について

👉 令和7年3月24日に発生した道路監察指導に係る車両接触事故の損害賠償について報告する。

内 容

道路監察指導に係る車両接触事故に関する、「損害賠償の額の決定および和解に関する区長の専決処分について」
(昭和37年3月14日議会議決)に基づく損害賠償額の決定の専決処分

1 事故の概要

令和7年3月24日午前11時30分頃に弁当の路上販売の監察指導をするため、中央区日本橋一丁目17番先の交差点付近に庁有車を停車させ、監察指導を行う職員等が車から降りた後、運転者は交差点を避けるために車両をバックさせた。その際、後方確認が不十分であったため、停車中のトラックに接触し損傷させた。なお、本件の過失割合は、区側が100%である。

2 事件名

国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項の規定に基づく損害賠償事件

3 決定年月日

令和8年4月30日

4 損害賠償額

556,432円

5 損害賠償の相手方

東京都足立区堀之内二丁目15番23号
株式会社 都築運輸
代表取締役 都築宏樹

6 被害の状況

トラックのフロントグリル破損

【プレス発表】 なし

【議会対応】 次回開会の環境建設委員会報告・令和8年第二回区議会定例会報告